

減免申請をされる方へ

退職、雇用形態の変更、営業不振、失業、事業の廃止等の事情により、国民健康保険料の納付が困難な方は相談を承ります。状況によっては、減額が可能な場合がありますので、次を参照の上、申請をしてください。

～提出するもの～

- ・ 国民健康保険料減免申請書 1枚 ※ダウンロード可※

※世帯の国民健康保険加入者全員分のご記入が必要です。詳細は記入例を参照してください。

～添付書類～

※世帯の国民健康保険加入者全員分の添付書類が必要です。

《退職》

- ・ 退職日が分かるもの（離職票、源泉徴収票、退職証明書、雇用保険受給資格者証等）のコピー

※退職後、すでに勤務されている場合は、給与明細書や収入申告書も必要です。

※倒産や解雇などの非自発的失業（離職）により、国民健康保険へ加入される方の保険料は、別途申請していただくことにより、保険料の軽減が受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

《勤務している方（パート、アルバイト含）》

- ・ 直近3カ月分の給与明細書のコピー
- ・ 収入申告書（給与明細書がない場合）※ダウンロード可※

《雇用形態の変更》

- ・ 直近3カ月分の給与明細書のコピー
- ・ 収入申告書（給与明細書がない場合）※ダウンロード可※

※雇用形態が変更して給与が減った月から3カ月分です。すぐに申請したい場合で3カ月も経過していない場合はご相談ください。

《事業主》

- ・ 帳簿のコピー（もしくは収入申告書に記入）3カ月分。
- ・ 令和6年分の確定申告書（R7年に申告した分）のコピー

《収入がないかた》（収入のない中学生以下は不要）

- ・ 収入申告書（0円記入）※ダウンロード可※

《年金収入》

- ・ 年金機構や年金連合会、個人年金の会社等から送られてくる、支給額がわかる書類や葉書等のコピー。

《廃業》

- ・ 廃業等届出書のコピー

※廃業後、給与収入ある方は給与明細書や収入申告書が必要です。

※災害や拘禁、出産等の事情のある方は一度お問合せください。

※各事情や各人で必要書類が異なります。わからない場合や不明点等がありましたらお問合せください。

※アルバイトをしている学生も給与明細書（収入申告書）が必要です。

※国民健康保険に加入していない世帯主は記入、書類提出不要です。

お問合せ先

保険年金課 保険料係：072-972-1506